

2018年度 恩納村結婚新生活支援補助金 申込概要

恩納村では、結婚に伴い新たに恩納村での生活を始める新婚夫婦を応援するため、住宅取得・賃借費用・引越費用を支援します。

【対象となる新婚夫婦】 次の①～⑧をすべて満たす新婚夫婦

①2018年1月1日～2019年3月31日に婚姻届を提出し、受理されている。

②婚姻日における年齢が夫婦ともに34歳以下である。

*年齢は誕生日の前日に加算されます。(年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条)

③2017年の夫婦の所得(年収とは異なります。詳しくは裏面「所得について」を、ご覧ください。)の合算が340万円未満である。

*補助金の申込の際に無職である場合は、所得を0円として算出します。

*貸与型奨学金の返済を行っている場合は、2017年の所得から返済の年額を控除します。

*生活保護を受給されている場合は、本補助金を交付できません(収入認定対象)。

④夫婦のいずれかの住民票に記載されている本籍が村内にあること。又は住民票に記載されている住所が婚姻日から起算して3年以上村内にあり、かつ、結婚に伴い新たに生活を送るため居住の住所が、恩納村となっている。

⑤夫婦のいずれもが、恩納村の村税等(村民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・保育料・上下水道料金・公営住宅家賃・学校給食費など)を滞納していない。

⑥恩納村に継続して居住する意思がある。

⑦夫婦のいずれもが、恩納村暴力団排除条例(平成23年条例第14号)第2条第1項第1号及び2号に規定する者でない。

⑧夫婦のいずれもが、前年度以前に本補助金または国の結婚新生活支援事業費補助金等を活用した他の地方公共団体の補助金の交付、他の公的制度による家賃補助等を受けていない。

【対象となる経費】

①住宅(建物部分に限る)取得費用

*ローン払いの場合も対象となります。

*建物部分に支出した費用が明らかにできる書類の添付が必要です。

②住宅賃借費用(賃料・敷金・礼金・共益費・仲介手数料)

③引越費用(引越業者または運送業者へ支払った費用)

*不用品の処分費用や自らレンタカー等を借りた費用などは対象外です。

※婚姻日の前日から起算して3か月前から2019(平成31)年3月31日までの間に新婚夫婦が支払った費用に限ります。

(例:2018.4.1婚姻 → 2018.1.1から支払った費用)

ただし、夫婦の一方が婚姻前から契約している物件について補助金を申込む場合は、同居開始日以降の経費となります。

※勤務先から住居手当の支給を受けている場合は、住所手当分を住宅賃借費用から控除します。

※地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については、補助対象外となります。

【補助上限額】

1 新婚夫婦あたり、30万円を限度とします。

※なお、本補助金は申込みが予算額に達した時点で受付を終了します。（受付の終了は恩納村ホームページでお知らせします。）

【申し込み方法】

事前に下記の企画課に、相談の上、2019年1月4日～2019年3月末（31日が土曜または日曜にあたる場合は、その前の金曜日まで）に「恩納村結婚新生活支援補助金交付申込書」に必要書類を添えて、企画課へ持参ください。

※特に、2019年3月に申込をお考えの方は、2月末までに相談くださいますようお願いいたします。

《お問い合わせ先》

恩納村役場 企画課（役場2階）

TEL 098-966-1201 FAX 098-966-2779

【申込み時の提出書類】

別紙「申込書類チェックシート」のとおり

（参考）

所得について

（給与所得者の場合）

所得とは、前年1年間（1月1日～12月31日まで）の収入（年収）から給与所得控除を差し引いた額となります。

※金額の大小は、「収入（年収） > 所得」となります。

（自営業の方の場合）

所得とは、前年1年間の収入（年収）から必要経費を差し引いた額となります。

※「所得 = 収入（年収） - 必要経費」となります。

注 複数の収入がある場合は合算となります。詳細は、課税証明書（所得証明書）等でご確認ください。

* 補助金の申込にあたっては、2017年分の所得額を証明する書類が必要です。

〈証明書の例〉

a. 「村県民税課税証明書（所得証明）」

b. 「給与所得等に係る村民税・県民税 特別徴収税の決定・変更通知書」の写し

c. 「村県民税 納税・税額決定通知書」の写し

※源泉徴収票は、不可です。

【申込みから補助金交付までの流れ】

	手続者	内容	詳細
①	申込者	お申込み （＊１）	<ul style="list-style-type: none"> • 事前にご相談ください。 • 別紙「申込書類チェックシート」をご確認のうえ、補助金交付申請書に必要書類を添えて、恩納村企画課まで申込みください。（持参）
②	恩納村	書類審査 ・審査	提出された書類について、恩納村で審査を行います。書類の不足・不備がある場合は、追加提出または再提出をお願いします。
③	恩納村	交付または不交付の決定	補助金の交付（または不交付）を決定し、通知書（郵送）でお知らせします。
④	申込者	補助金の請求	恩納村結婚新生活支援補助金交付要綱第6条に基づき、補助金交付請求書（様式第6号）を提出してください。
⑤	恩納村	補助金の振込み	補助金交付請求書に記載いただいた口座に補助金を振り込みます。

※補助金の事前相談から振込までは、1～2か月程度かかることもありますので予めご了承ください。

※補助金の振込み予定日につきましては、補助金交付請求書を受け取ってから、約20日程度かかる予定です。

申込書類チェックシート

書類の添付漏れを防ぐため、必ずご自身でチェックいただいてから申し込みください。

申込様式等

チェック欄	必要書類
<input type="checkbox"/>	補助金交付申込書（様式第1号）
<input type="checkbox"/>	誓約書兼（様式第2号）
<input type="checkbox"/>	住宅手当支給状況証明書（様式第3号） ※住宅購入の場合は、不要です。 ※無職の方など、勤務先がない場合等は提出不要です。離職票や雇用保険受給資格者証など離職していることがわかる書類がある場合は提出してください。
<input type="checkbox"/>	新婚夫婦が恩納村の村税等を滞納していないことを証明できる書類（様式第4号） ※夫婦それぞれの分が必要です。

添付書類

<input type="checkbox"/>	婚姻後の戸籍謄本（または婚姻届受理証明書） ※本籍地で取得
<input type="checkbox"/>	新婚夫婦の住民票謄本（写し可） ※結婚に伴い新たに生活を送る恩納村内の住所の住民票が必要です。
<input type="checkbox"/>	新婚夫婦の2017（平成29）年分の所得がわかる書類 ※所得の有無に関わらず、夫婦それぞれの証明が必要です。 〈証明書の例〉 a. 「村県民税課税証明書（所得証明）」 b. 「給与所得等に係る村民税・県民税 特別徴収税の決定・変更通知書」の写し c. 「村県民税 納税・税額決定通知書」の写し ※源泉徴収票は、不可です。
<input type="checkbox"/>	新婚夫婦が支払った住居費用、引越費用がわかる書類（領収書、通帳の写し等） ※支払日、支払者、支払金額が確認できるものが必要です。 ※婚姻日の前日から起算して3月前から2019年3月31日までの間に新婚夫婦が支払った費用が対象です。ただし、夫婦の一方が婚姻前から契約している物件について補助金を申込む場合は、同居開始日以降の経費となります。
<input type="checkbox"/>	住宅の売買契約書等の写し（住宅取得費用の場合） 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅賃借費用の場合） ※引越費用のみの申込の場合は、いずれも不要です。

以下は、必要な場合のみ提出してください。

<input type="checkbox"/>	貸与型奨学金の返還額がわかる書類（所得証明書の期間と同一期間）
--------------------------	---------------------------------

恩納村で取得できる証明書

婚姻後の戸籍謄本

- 本籍地が恩納村の方は、恩納村役場1階**村民課**で取得できます。
（本籍地が恩納村以外の方は、本籍地で取得となります）
- 申請時に、申請者の本人の確認を行いますので、身分を証するもの（運転免許証等）を持参してください。
- 本人、配偶者、直系尊属以外の方の戸籍証明を請求される場合は委任状が必要です。代理人の本籍確認資料が必要になります。

婚姻届受理証明書

- 恩納村に婚姻届を提出された方は、恩納村役場1階**村民課**で取得できます。
（婚姻届受理証明は婚姻届を提出した市町村で取得となります）
- 申請時に、申請者の本人の確認を行いますので、身分を証するもの（運転免許証等）を持参してください。

新婚夫婦の住民票（写し可）

- 恩納村役場1階**村民課**で取得できます。
- 申請時に、申請者の本人の確認を行いますので、身分を証するもの（運転免許証等）を持参してください。
- 本人、同居の家族（住民票の同一世帯）以外の方は、委任状が必要になります。

村県民税課税証明書（所得証明）（新婚夫婦それぞれの2017年分の所得金額がわかる書類）

- 恩納村役場1階**税務課**で取得できます。
※証明は、2018年1月1日に住民票がある市町村で取得できます
- 未申告の方は、証明交付ができません。税務課で申告後に取得してください。
- 申請時に、申請者の本人の確認を行いますので、身分を証するもの（運転免許証等）を持参してください。
- 本人、同居の家族（住民票の同一世帯）以外の方（世帯分離）は、委任状が必要になります。

※「様式第4号」申請書に添付し提出を行ってください。提出後に庁内で照会をかけ確認いたします。